

J R 東日本エネルギー開発株式会社「（仮称）神楽山風力発電事業環境影響評価準備書」に対する通知について

令和 2 年 5 月 2 8 日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、電気事業法施行規則第 6 1 条の 8 第 1 項ただし書の規定に基づき、令和元年 9 月 2 日付けで届出のあった「（仮称）神楽山風力発電事業環境影響評価準備書」について、電気事業法施行規則第 6 1 条の 8 第 1 項に定める勧告の期間を延長するとともに、同規則同条第 2 項の規定に基づき、JR 東日本エネルギー開発株式会社に対し、延長する期間及び期間を延長する理由を通知した。

1. 延長する期間

令和 2 年 5 月 2 8 日から令和 2 年 9 月 2 5 日まで

2. 期間を延長する理由

環境影響評価準備書についての意見の概要と事業者の見解が改めて届出されたことから、知事意見の提出期限を勘案することが必要となり、電気事業法施行規則第 6 1 条の 8 第 1 項に定める期間内に勧告を行うことが困難であるため。

（参考）環境影響評価方法書に係る手続

| | |
|---------------------------|------------------|
| 環境影響評価準備書受理 | 令和元年 9 月 2 日 |
| 住民意見の概要等受理 | 令和元年 1 2 月 1 3 日 |
| 都道府県知事意見の受理 | 令和 2 年 3 月 1 2 日 |
| 環境大臣意見の受理 | 令和 2 年 3 月 2 7 日 |
| 住民意見の概要等受理 （改めて出された届出） | 令和 2 年 5 月 2 2 日 |
| 経済産業大臣勧告期限 （延長後） | 令和 2 年 9 月 2 5 日 |

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内
電話：03-3501-1742（直通）